

令和4年第2回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和4年2月25日（金）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和4年第2回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和4年2月25日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和4年2月25日 午前10時00分				議長	堅山 秋敏
	閉会	令和4年2月25日 午前11時30分				議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数7名 欠席数0名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	堅山 秋敏		8		
最適化推進 委員	×		稲村 照隆	○		町永 次男	
	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
出席数7名	○		内村 初子	○		松留 立美	
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員	5番	谷口 憲三		6番	木佐貫 一孝		
出席した事務局職員	局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎		書記	出水 翔太 下橋 史弥		
会議に付した事項	<p>日程第1 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第6号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第3 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第4 議案第8号 非農地証明願による申請について</p> <p>日程第5 議案第9号 農地あっせん委員の選任について</p> <p>日程第6 議案第10号 令和4年度農作業の標準賃金について</p>						

開会 午前 10 時 00 分

議 長（ 堅 山）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

稲村委員から、欠席届が参っております。

出席者 14 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 4 年第 2 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、5 番谷口委員と、6 木佐貫番委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約が 4 件 5 筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議 長（ 堅 山）

それでは日程第 1 議案第 5 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 11 件、賃借権が 10 件、使用貸借権が 1 件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願い致します。

事 務 局（下橋）

それでは、説明いたします。2 ページをお開きください。

所有権の 4 番、譲受人は岩弘の〇〇さん、譲渡人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 5 番、譲受人は岩弘の〇〇さん、譲渡人は神奈川県〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

この農地につきましては、〇〇さんとの共有名義となっており、両者の

同意を得ての贈与となります。

次に 6 番、譲受人は岩弘の〇〇さん、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 7 番、譲受人は池之原の〇〇さん、譲渡人は福岡県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 8 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 9 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 10 番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 11 番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 12 番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 13 番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 14 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に、3 ページをお開きください。

貸借権の 19 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 20 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

次に 21 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 22 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 23 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 24 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 25 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 26 番、借人は川西の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

次に 27 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 28 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 1 年の利用権設定でございます。

次に、5 ページをお開きください。

使用貸借権の 29 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は鹿児島市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借となります。

続きまして 6 ページをお開きください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が6件18筆、面積15,093㎡、使用貸借権が5件10筆、面積16,706㎡となっております。総面積は31,799㎡であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

鶴丸委員

3ページですね、〇〇さん貸人が〇〇さん、これは言わなくてもいいのですが、広島に鹿屋不在で広島に移住しております。

議長（堅山）

他にありませんか。

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第5号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第2議案第6号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は1件の申請がございます。

資料9ページ、〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を上池委員によろしくお願いいたします。

上池委員

それでは令和4年2月18日金曜日に転用申請に係る現地調査が行われましたので報告させていただきます。

出席したのは委員として、自分と堅山委員、事務局から駿河崎次長、出水さん、関係者として申請者の〇〇から〇〇さんと〇〇さん、農地転用後に申請地を活用する予定の〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地、転用の目的に関しては、議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地区分としましては、第1種農地に該当すると思われませんが、議案書に記載のあるとおり、昭和55年には既に建物が完成しており、今回は追認を求めての申請となります。

申請に建設されている建物は豚舎、堆肥舎等として活用しており農業用の施設用地と考えられることから転用は可能であると考えられます。

面積に関しましては1,184㎡となっており、特に問題はないものと思われれます。

また、工事は既に完成しているため、周囲の農地への影響等はないものと思われれます。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第2議案第6号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第3議案第7号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は2件の申請がございます。

資料12ページ、株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんからの転用申請につきましましては、現地調査を行っておりますので、その報告を大村委員によりしくお願いいたします。

大村委員

それでは報告させていただきます。

令和4年2月18日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と内村推進委員、事務局から駿河崎次長、出水さん、関係者として農地の借人にあたる〇〇さんから〇〇さん、農地の貸人として〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。申請地は農地区分としては、農用地区域内農地及び第1種農地に該当すると思われま。

第1種農地につきましては、原則として農地転用は許可されませんが、申請人の転用目的は砂採取のための一時転用であり申請は可能だと思われま。

採取に当たっては、砂利採取法に基づき、隣地等に被害が生じないように万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処することであり特に問題はないものと思われま。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いま。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めま。

よって本案は原案のとおり承認することに決しま。

次に資料14ページ、株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんからの転用申請につきましては、先月に現地調査を行っておりますので、その報告を町永委員によりしくお願いま。

町永委員現

それでは報告させていただきます。

令和4年1月19日水曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と大村委員、事務局から駿河崎次長、出水さん、関係者として農地の借人にあたる株式会社〇〇さんから〇〇さん、農地の貸人の〇〇さんの代理人として〇〇さんの奥様の〇〇さんに出席

されました。

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。申請地は農地区分としては、農用地区域外農地及び第2種農地に該当すると思われます。

また、申請人の転用目的は砂採取のための一時転用であり申請は可能だと思われます。

採取に当たっては、砂利採取法に基づき、隣地等に被害が生じないように万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処することであり特に問題はないものと思われます

なお、申請地は埋蔵文化財包蔵地にあたるため砂採取には県の許可をとる必要がありますが、先月時点では許可が間に合わなかったため、今月の総会での審議になったとのことでした。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議 長（ 堅 山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷口委員

先ほど説明がありました埋蔵文化財の地域に、ここはどっぷりと入ってしまっていて、表面には何もなければ掘り出すと何か出てくる可能性がある。何か出てきたときは業者の方から出てきましたと申請することになっているのですか。

事 務 局（出水）

谷口さんが指摘されたことは、社会教育課の係になっていきますので、また確認をしてみます。

谷口委員

何か掘り出したときに、出てくれば調査対象となる。調査対象となれば工事が一時ストップする可能性がある。業者はやりたくないから知らん顔してやるんですよ。だから、どれだけ担保できるかは社会教育課との話し合いと思うんですけど。生前説で出てきましたと言う業者は非常に少ないから、町が指定する埋蔵文化財のどっぷり真ん中なんですよ。いずれはここには建物も建てられない、建て替えも出来ない形の指定地域になる予定地なんです。砂採取で何か出てきたときに、誰がブレーキ役になるのかしっかりしないと難しいのではないかと考えています。社会教育課と表土を取る時に立ち合いをするぐらいの形をしないと非常に問題があると思います。

福岡委員

すみません。場所をちょっと教えてもらいたい。

谷口委員

航空写真がありますけど、周りはいっぱい古墳があるんです。唐仁古墳群の右側に丸いのが一番大きい大塚神社です。左の山もほとんど古墳群なんです。地図には墓地って書いてありますけど。

事務局（出水）

すみません。今の近くなのですけど、大塚神社のすぐ近くです。

鶴丸委員

近くに私の畑も2反ぐらいあって、坪堀をしたら出てきて中止になったです。

事務局（出水）

今の説明に関しては、県の方から許可を頂いていますので。

事務局（駿河崎）

補足をしますね。ここには社会教育課の方にちゃんと申請を通しています。社会教育課は何をするかと言うと一旦試掘をするのですよ。試掘をして県の先生も見てきて、ここは何も出ないだろうということで許可が出ていますので。他の工事現場を見ればですよ社会教育課が立ち合いをしているのを見ているので、その辺は連携をとって今後も進めていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

議長（堅山）

他にありませんか。

木佐貫委員

工事をする時に社会教育課は立ち会うことがあるのですか。出てくるかどうか。

事務局（駿河崎）

一概には言えないのですけど。ここでは出ないだろうという場所で許可をあげています。農業委員会からもこう言った意見が出たという事で話をします。

議長（堅山）

他にありませんか。

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (堅 山)

異議なしと認めます。

議 長 (堅 山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第 3 議案第 7 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 (堅 山)

次に日程第 4 議案第 8 号非農地証明願いによる申請について議題いたします。

今回は申請が 1 件あります。

資料の 17 ページの〇〇さんからの申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を内村委員よろしくお願いいたします。

内村委員

それでは報告させていただきます。

令和 4 年 2 月 18 日金曜日に、非農地証明に係る現地調査が行われました。

出席したのは、委員として自分と大村委員、事務局から駿河崎次長、出水さん、関係者として農地の持ち主である〇〇さんの代理人として夫の〇〇さんが来られました。

申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に該当すると思われます。

本来であれば、転用申請が必要であります。現況宅地となつてから、20 年以上経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われます。

以上の理由により、申請地は非農地として証明しても仕方がない農地であると思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議 長 (堅 山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長（堅 山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）

異議なしと認めます。

よって、本案は非農地として承認することに決しました。

以上で日程第4議案8号非農地証明願による申請についての審議を終えたいと思います。

議 長（堅 山）

次に、日程第5議案第9号農地あっせん委員の選任について議題といたします。

今回は、売買、賃借を求める申し出が1件、賃借の申し出が2件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思っております。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議 長（堅 山）

事務局一任という声があったので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思っております。それでは事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局（出 水）

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料20ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、20ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議 長（堅 山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に大村委員と内村委員を指名いたします。委員長は大村委員にお願いしたいと思っております

引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局（出 水）

それでは引き続き資料 21 ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、21 ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議 長（堅 山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に鶴丸委員と町永委員を指名いたします。委員長は鶴丸委員にお願いしたいと思っております

引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局（出 水）

それでは引き続き資料 22 ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、22 ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議 長（堅 山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に吉ヶ崎委員と松留立美委員を指名いたします。委員長は吉ヶ崎委員にお願いしたいと思っております

以上であっせん委員の選任を終えたいと思います。

よって、日程第 5 議案第 9 号農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議 長（堅 山）

次に、日程第 6 議案第 10 号令和 4 年度農作業の標準賃金について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局（出 水）

それでは、説明いたします。24 ページをお開きください。

令和 4 年度農作業の標準賃金策定に当たり、資料に基づいてご説明いたします。

まず 10 a 当たりの請負作業賃金につきましては、前年度と変更はありません。

次に農作業の日雇賃金については、鹿児島県の最低賃金が 821 円となっており、日額 6,568 円となっております。

次に、東串良町賃借料情報でございますが、水田の場合、令和 3 年 1 月から 12 月までの 10 アール当たり平均額が 14,100 円、最高額が 26,000 円で、最低額が 5,000 円となっております。

また普通畑の場合、令和 3 年 1 月から 12 月までの 10 アール当たり平均額が 10,400 円、最高額が 21,600 円で、最低額が 4,400 円となっております。

なお、賃借料については、ハウス等の特別な条件での賃借は除いて算出しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長（堅 山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉ヶ崎委員

先ほど、町永さんが肥料散布もしっかり明記した方が分かりやすいのではと私は思いますけど。

事 務 局（駿河崎）

農協の方に標準賃金としてなかったもので、皆様が入れた方がいいよねという事であれば、それに対応していきたいと思いますがいかがですかね。

鶴丸委員

苗に肥料がある苗もあるわけ。絡ませて。

事務局（駿河崎）

前ですよ、畔塗りを追加したらどうかという事で、話がございましたよね。肥料散布にしてもこちらで色々調べたり近隣を調べたのですが。単価がまちまちなんですよ。そういった案件にならないかなと思いのせなかったのですが。皆さんで幅を持たしてある程度のこれにしようかというのがありましたら、そういった意見でまだ2月ですので間に合うと言えば間に合うのですが。そこは、皆さんで図っていただければと思います。

吉ヶ崎委員

農協の方と話し合ってもらって、どうしたらいいのかを検討してもらいたい。何も持っていなかったら普通に頼まれるから。

今までですよ、肥料散布を同時にする機械が少なかったのですが、この頃多くなってきて、その肥料をやってくださいねって言われるのですが。その肥料散布の賃金は田植え機の場合は貰ってないですよ。別に降られる方は貰っているのですが。幅を持たしてでもいいですから幾らから幾らぐらいというのを明記してもらった方が私たちも頼まれた方にこれだけくださいと言いやすいものですから。肥料一俵がいくらとかいろんな方法があると思いますけど。一反がいくらとか。それが一番いいと思いますけど。

議長（堅山）

田植機で田植と同時に肥料散布を言っているのですね。

吉ヶ崎委員

そうです。田植機で散布するものです。

木佐貫委員

耕運前の肥料散布はないのですか。田植の時だけ。

議長（堅山）

休憩に入ります。

議長（堅山）

本案は、3月総会にて再度検討することによろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって本案は再度検討します。

よって、日程第 6 議案第 10 号令和 4 年度農作業の標準賃金については 3 月総会にて再度検討することとします。

議 長（ 堅 山）

その他に入りたいと思います。
協議会に切り替えます。

※3 月現地調査：18 日（金）

定例総会：25 日（金）

申請締切：14 日（月）

議 長（ 堅 山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 4 年第 2 回定例総会を閉会いたします。